

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）

総務課

1 概要

平成28年第3回沖縄県議会提出議案「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、平成28年6月20日に、「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づく、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」案の概要

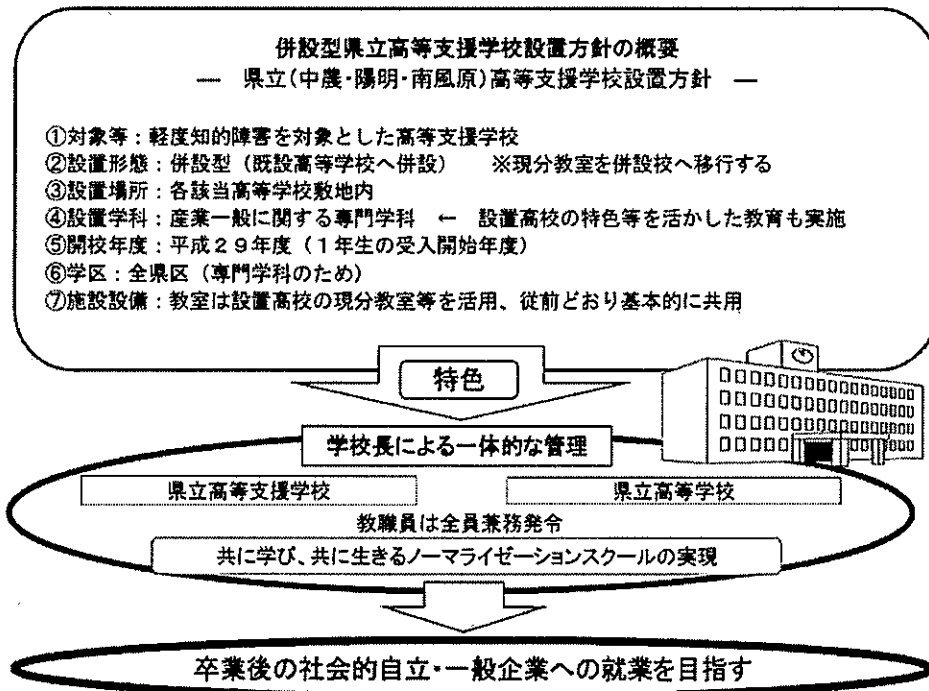
議案「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立中部農林高等支援学校、沖縄県立陽明高等支援学校及び沖縄県立南風原高等支援学校の設置について定めるもの。

【説明】

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）別表第2（特別支援学校）（第2条関係）に次の名称及び位置「沖縄県立中部農林高等支援学校、うるま市字田場1570番地」、「沖縄県立陽明高等支援学校、浦添市字大平488番地」及び「沖縄県立南風原高等支援学校、南風原町字津嘉山1140番地」を加える。

※施行日 平成28年10月1日

【参考】



3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立中部農林高等支援学校、沖縄県立陽明高等支援学校及び沖縄県立南風原高等支援学校を設置するものであることから、異議がない旨を回答した。